

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和2年11月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000126 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000015 号

第 1 結論

昭和 55 年*月から昭和 58 年 4 月までの請求期間及び昭和 58 年 8 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和 35 年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 昭和 55 年*月から昭和 58 年 4 月まで

② 昭和 58 年 8 月

私は、20 歳当時は大学生であり、在学中から大学を卒業して昭和 61 年 9 月に会社を退職するまで、実家を離れて A 市に住んでいた。請求期間①及び②の国民年金の加入手続については、父親が実家のある B 町（現在は、C 町）で行い、請求期間①の保険料は、父親が納付してくれていた。請求期間②の保険料は、母親に保険料相当額を渡して納付してもらった。父親からは「国民年金は国民の義務だから 20 歳になった時から納付している。」と聞いていたので、請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間①については、父親に納付してもらい、請求期間②については、母親に保険料相当額を渡して納付をしてもらった旨陳述しているが、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び請求期間①の保険料納付を行ったとする父親は既に亡くなっており、請求期間②については、保険料納付を依頼したとする母親への聴取は希望しない旨陳述していることから、請求期間①及び②当時の状況について確認することはできず、請求者に係る当該期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者に係る国民年金手帳記号番号が初めて払い出されたのは、昭和 62 年 2 月頃であり、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を昭和 61 年 9 月 1 日に喪失し、同日から国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が昭和 62 年 2 月 25 日に行われている。当該事務処理日前に請求者に対

して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は、請求期間①及び②において、国民年金に未加入であり、両親が当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、請求期間①のうち昭和 58 年 4 月及び請求期間②については、基礎年金番号に統合された厚生年金保険の被保険者資格の得喪記録に基づき、国民年金の被保険者資格を追加する記録整備が平成 10 年 10 月 6 日に行われている。この記録整備が行われた時点においては、当該期間の保険料は、既に 2 年の時効が成立しており、両親は、遡って納付することもできなかったものとみられる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、当該国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

その上、請求者は、請求期間①のうち、昭和 55 年*月（20 歳到達時）から昭和 58 年 3 月までは、学生であった旨陳述しており、当該期間において、国民年金の任意加入対象者に該当していたと思われるところ、任意加入対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできないことから、上述の基礎年金番号の記録統合及び記録整備において、請求者が大学を卒業し、厚生年金の被保険者資格を取得する直前の昭和 58 年 4 月を国民年金の被保険者期間とした事務処理に不自然な点はない。

このほか、C 町及び A 市は、請求者が請求期間①及び②において国民年金に加入し、保険料を納付した記録はない旨回答している上、両親が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000109 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000016 号

第 1 結論

平成 3 年 10 月から同年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 35 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 3 年 10 月から同年 12 月まで

私が、平成 3 年に A 社を退職後、国民年金保険料の納付書が送られてきた。被扶養者（3 号）であるのに、なぜ払わなければならないのかと思い送付元に問い合わせの電話をしたところ、「払いなさい！」と言われたので請求期間の保険料を支払った記憶がある。調査の上、納付していたことを認めてほしい。

第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 10 月に払い出されており、以後、請求者に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の事務処理は当該国民年金手帳記号番号を用いて行われている。

また、請求者は、請求期間について保険料の納付を必要としない国民年金の第 3 号被保険者期間であるにもかかわらず、納付書が発行され、納付したと陳述している。

オンライン記録によると、請求者は、B 社を退職後、昭和 62 年 12 月 30 日に第 3 号被保険者資格を取得しているが、昭和 63 年 3 月 10 日に A 社で新たに厚生年金の被保険者資格を取得したことから、第 3 号被保険者の資格喪失の手続を行う必要があった。しかし、この時点では、喪失手続が行われなかったことから、第 3 号被保険者としての加入記録は継続している状態であった。

さらに、請求者は、A 社を平成 3 年 10 月 1 日に退職したことから、再度、第 3 号被保険者の該当手続を行う必要があったところ、平成 4 年 3 月 13 日に、上述の資格喪失を含めて、第 3 号被保険者に係る一連の事務処理が行われている。これらのことから、請求期間である平成 3 年 10 月から同年 12 月までにおいて、請求者は、国民年金の第 1 号被保険者には該当せず、請求期間に係る納付書が発行さ

れることはなく、請求者が保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

加えて、請求者が主張するとおり納付書で請求期間に係る保険料を納付するためには、請求者が現在所持している年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間当時居住していたC町（現在は、D市）が管理する記録においても、オンライン記録と同様に、請求期間は第3号被保険者期間と記録されており、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000085 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000017 号

第 1 結論

平成 5 年 10 月から平成 6 年 6 月までの請求期間、平成 7 年 1 月の請求期間及び平成 7 年 5 月から平成 15 年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 19 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成 5 年 10 月から平成 6 年 6 月まで

② 平成 7 年 1 月

③ 平成 7 年 5 月から平成 15 年 11 月まで

私は、平成 5 年 10 月に会社を退職したが、その後、国民年金の納付書が夫婦二人分届くようになった。請求期間①から③までの加入手続及び保険料納付は妻に任せていたため、詳しいことは分からないが、納付書が届くようになってからは、妻が夫婦二人分の保険料を、毎月、金融機関で、未納がないように納付していたはずなので、調査の上、請求期間①から③までの記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、平成 8 年 3 月頃に払い出されており、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の加入手続はこの頃に初めて行われたとみられる。その後、平成 9 年 1 月に、当該国民年金手帳記号番号を用いて、請求者の基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）が付番されていることから、請求者の国民年金に係る記録は、一貫して当該国民年金手帳記号番号により管理されている状況である。

請求者は、平成 5 年 10 月に会社を退職すると、夫婦二人分の納付書が届くようになった旨陳述しているところ、請求者の被保険者資格については、オンライン記録によると、上述の加入手続（平成 8 年 3 月頃）の際に請求者の年金記録に関する記録整備が行われており、この際に、請求者は、請求期間①から③までに

ついでに被保険者資格を初めて取得していることが確認できることから、当該記録整備が行われるまで、請求者は、国民年金に未加入であり、請求者の陳述どおり、納付書が送付されていたとは考え難い。

また、上述の記録整備（平成8年3月頃）時点において、請求期間のうち、妻が遡って保険料を納付することが可能であった期間があるものの、請求者の主張は、妻が夫婦二人分の保険料を毎月納付していたとするものであり、妻から聴取しても、遡って納付した記憶はない旨陳述している上、A市の国民年金被保険者名簿及び帳票等においても、妻が請求期間①から③までの保険料を遡って納付したとまで推認する事情は見いだせない。

さらに、請求者は、妻が請求期間①から③までに係る夫婦二人分の保険料を、毎月、金融機関で納付していた旨陳述しているところ、金融機関は、国民年金保険料の領収済通知書等の保存期間は10年と陳述しているほか、請求期間は合計113か月であるところ、夫婦共に請求期間①から③までの保険料が未納とされており、行政においてこれだけの期間にわたり、夫婦共に記録が遺漏するとは考え難いことから、妻が当該期間に係る夫婦二人分の保険料を納付していたと推認できない。

このほか、請求期間①から③までのうち、国民年金手帳記号番号が制度上使用されていた時期（平成8年12月以前）については、妻が保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに当該期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、請求期間③のうち、基礎年金番号が制度上使用されている時期（平成9年1月以降）については、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が当該期間の保険料を納付していたことが確実と認められる関連資料はなく、ほかに請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000086 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000018 号

第 1 結論

平成 5 年 10 月から平成 6 年 6 月までの請求期間、平成 7 年 1 月の請求期間及び平成 7 年 5 月から平成 15 年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 18 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成 5 年 10 月から平成 6 年 6 月まで

② 平成 7 年 1 月

③ 平成 7 年 5 月から平成 15 年 11 月まで

私の夫は、平成 5 年 10 月に会社を退職したが、その後、国民年金の納付書が夫婦二人分届くようになった。私は、請求期間①から③までの加入手続を特に行った覚えはないが、夫婦二人分の保険料を、毎月、金融機関で、未納がないように納付していたはずなので、調査の上、請求期間①から③までの記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 39 年 3 月頃に払い出されており、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の加入手続はこの頃に初めて行われたとみられる。その後、平成 9 年 1 月に、当該国民年金手帳記号番号を用いて、請求者の基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）が付番されていることから、請求者の国民年金に係る記録は、一貫して当該国民年金手帳記号番号により管理されている状況である。

請求者は、平成 5 年 10 月に夫が会社を退職すると、夫婦二人分の納付書が届くようになった旨陳述しているところ、請求者の被保険者資格については、オンライン記録によると、平成 8 年 3 月頃に過去の年金記録に関する記録整備（資格取得、資格喪失、第 3 号被保険者に関する届出）が行われており、この際に、請求者は、請求期間①から③までについての被保険者資格を初めて取得していること

が確認できることから、当該記録整備が行われるまで、請求者は、請求期間①から③までについて国民年金に未加入であり、請求者の陳述どおり、納付書が送付されていたとは考え難い。

また、上述の記録整備（平成8年3月頃）時点において、請求者は、請求期間のうち、遡って保険料を納付することが可能であった期間があるものの、請求者は、夫婦二人分の保険料は、毎月納付しており、遡って納付した記憶はない旨陳述している上、A市の国民年金被保険者名簿及び帳票等においても、請求者が遡って夫婦二人分の保険料を納付したとまで推認する事情は見いだせない。

さらに、請求者は、請求期間①から③までに係る夫婦二人分の保険料を、毎月、金融機関で納付していた旨陳述しているところ、金融機関は、国民年金保険料の領収済通知書等の保存期間は10年と陳述しているほか、請求期間は合計113か月であるところ、夫婦共に請求期間①から③までの保険料が未納とされており、行政において、これだけの期間にわたり、夫婦共に記録が遺漏するとは考え難いことから、請求者が当該期間に係る夫婦二人分の保険料を納付していたと推認することはできない。

このほか、請求期間①から③までのうち、国民年金手帳記号番号が制度上使用されていた時期（平成8年12月以前）については、請求者が保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに当該期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、請求期間③のうち、基礎年金番号が制度上使用されている時期（平成9年1月以降）については、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が当該期間の保険料を納付していたことが确实と認められる関連資料はなく、ほかに請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。